官　庁　報　告

官　庁　事　項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

平成三十年四月十八日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　リオデジャネイロ事務所　サントス出張所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	Rua Euclides da Cunha, 11 sala 309 11065-100-Santos-SP, FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL
変更後	Rua Euclides da Cunha, 11 sala 402 11065-100-Santos-SP, FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL

㈡　変更年月日　平成三十年四月十五日

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成三十年四月十八日

中部近畿産業保安監督部長　磯部　隆

一　名称　日本海産業株式会社

二　住所　福井県坂井市春江町藤鷲塚三十七号九

三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地

日本海産業株式会社　福井県坂井市春江町藤鷲塚三十七号九番地

四　指定する地域　富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県

五　指定する区分

（一）液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項からまでに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

（二）一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項からまでに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定（圧縮水素スタンド及び特殊高圧ガスに係る特定施設は除く。）

六　指定年月日　平成三十年四月八日

関東地方整備局公示

荒川水系荒川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成30年４月18日

関東地方整備局長　泊　　宏

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

釣り足場19基、釣り小屋３軒、船舶２隻、その他放置物（国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所に備え付けた保管工作物等一覧簿のとおり）

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所

埼玉県志木市宗岡地先

⑵　当該工作物を除却した日

平成30年２月23日から平成30年３月２日

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日

平成30年３月５日

⑵　保管の場所

埼玉県戸田市美女木地先

4　その他

返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先

埼玉県川越市新宿町３―12　国土交通省関東地方整備局　荒川上流河川事務所占用調整課

電話049―246―6358

北海道開発局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局帯広開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成30年４月18日

北海道開発局長　和泉　晶裕

1　河川の名称　十勝川水系十勝川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成30年４月18日

3　廃川敷地等の位置　北海道河西郡芽室町芽室北３線61から同町芽室北２線59まで（右岸）

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地　1,204.74平方メートル

労　　働

最低工賃の廃止決定に関する公示

大阪労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、大阪府横編ニット製造業最低工賃（平成15年大阪労働局最低工賃公示第１号）を平成30年４月17日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成30年４月18日

大阪労働局長　田畑　一雄

佐賀労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、佐賀県陶磁器製造業最低工賃（平成８年佐賀労働基準局最低工賃公示第２号）を平成30年４月17日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成30年４月18日

佐賀労働局長　菊池　泰文

公　　告

諸　事　項

工場財団

名古屋市千種区池下一丁目11番21号**株式会社レノス**の三重県伊勢市村松町字明野1360番７、三重県伊勢市村松町字明野1363番７、三重県伊勢市村松町字明野1363番６レノス太陽光発電工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年４月18日　津地方法務局伊勢支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成30年４月９日から１か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成30年４月18日

秋田地方法務局長　佐藤　浩雄

記

氏名　河内　隆雄

所属する司法書士会　秋田県司法書士会

登録番号　秋田第236号

事務所の所在地　秋田県男鹿市船越字船越276番地１

違反行為　本人確認義務違反等

仮想通貨交換業者に対する業務停止処分の公告

資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第63条の17第１項の規定に基づき、下記のとおり、仮想通貨交換業者に対して仮想通貨交換業の業務の停止を命じたので、同法第63条の19の規定により公告する。

記

１．商号　ブルードリームジャパン株式会社

２．代表者の氏名　代表取締役　齊藤　治孝

３．本店の所在地　岐阜県岐阜市長住町９丁目11番地ＴＡＮＡＫＡビル２Ｆ

４．処分の年月日　平成30年４月11日